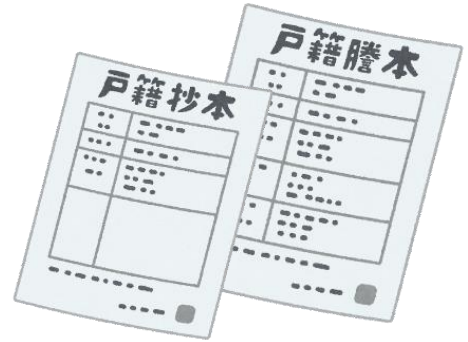


旧氏記載などの手続きについて

●手続きに必要な物

・旧氏の記載(新規や再記載、もしくは変更)に関する場合

- ①旧氏記載(新規・再記載、変更)請求書
- ②本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)
- ③一番新しい状態の戸籍(現在戸籍)から記載したい氏まで遡る、戸籍謄本もしくは抄本の全て
※謄本、抄本はどちらでも構いません。
※発行されてから3か月以内の物をご用意ください。



・旧氏の削除に関する場合

- ①旧氏記載削除請求書
- ②本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)

●必要な物について

①の請求書類は市役所市民課⑥番窓口にて用意しております。職員へお声かけください。

②の本人確認書類は、必ず公的機関が発行している証明書に限ります。

※銀行口座の通帳や診察券などでは受付できません。

③戸籍の取得について

・1つ前の氏を記載したい場合は、現在戸籍を取得してください。

ご自身の現在戸籍の中の【従前戸籍】に本籍と筆頭者が記載されています。

・2つ前以上の氏を記載したい場合は、現在戸籍と除籍を取得してください。

※ご自身の現在戸籍の中、【従前戸籍】に記載されている本籍と筆頭者が、除籍の本籍と筆頭者が全く同じ内容であるか確認ください。相違がある場合は、転籍などをされている可能性がありますので、そちらの除籍も取得ください。

◆1つ前の氏を記載したい場合

現在戸籍	【従前戸籍】	本籍地・筆頭者(氏)	筆頭者(氏)を確認します
------	--------	------------	--------------

◆2つ前～3つ前の氏を記載したい場合

現在戸籍	【従前戸籍】	本籍地・筆頭者(氏)	
除籍① (2つ前の時)	【本籍】	本籍地・筆頭者(氏)	現在戸籍の本籍地と筆頭者(氏)と同じであるか確認します。
	【従前戸籍】	本籍地・筆頭者(氏)	記載したい氏であるか筆頭者(氏)で確認します。
除籍② (3つ前の時)	【本籍】	本籍地・筆頭者(氏)	除籍の本籍地と筆頭者(氏)と同じであるか確認します。
	【従前戸籍】	本籍地・筆頭者(氏)	記載したい氏であるか筆頭者(氏)で確認します。

※遡る氏の数に応じて、除籍が必要となります。(転籍などがあればさらに増えます。)

●戸籍謄抄本もしくは除籍について

本籍地に請求が必要となります。請求の方法は2つあり、窓口で請求するか郵送で請求する方法のどちらかになります。詳しくは、本籍地の市区町村役場にご確認ください。

●マイナンバーカードへの旧氏の記載について

マイナンバーカードをすでにお持ちの方は、備考欄に旧氏を掲載いたします。

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、先に旧氏の記載請求をして後にカードを申請した場合は、氏名欄に大きく旧氏が印刷されます。

旧氏が大きく印刷されない方がいい場合は、カードの申請をした後で、旧氏の記載請求をしてください。追記欄に旧氏を記載いたします。証明の効果は同じです。



●旧氏の消除・再記載について

旧氏を消除される場合は、それ以前に使われていた氏は、再び記載することができませんのでご注意ください。再記載したい場合は、消除以降に生じた旧氏の中から選びます。

手続きに必要な物をご用意して、市民課⑥番窓口へお越しください。

●旧氏の変更について

旧氏の変更は、氏の変更があった際に行えます。すでに記載されている場合は、そのまま記載している旧氏を継続するか、新たに生じた旧氏に変更するかを選ぶことができます。

手続きに必要な物をご用意して、市民課⑥番窓口へお越しください。

その他、ご不明な点がありましたら、下記の問い合わせ先までお問合せ下さい。

★【戸籍謄本、戸籍抄本とは】

どちらも戸籍簿の写しですが、謄本は戸籍の記載の全部の写しで、抄本は戸籍の記載事項の個人(戸籍に2人以上の記載があるうちの1人分)の写しです。

※発行されてから3か月以内の物をご用意ください。

★【従前戸籍とは】

現在の戸籍の、1つ前の本籍や筆頭者が記載されています。これにより旧氏の記載に必要な1つ前の氏の確認や、それ以前の戸籍(除籍)を確認して請求することができます。

【問い合わせ先】

摂津市役所 市民課 住民記録係

TEL:06-6383-1360(直通)

06-6383-1111(大代表)

072-638-0007(代表)